**総務省**

**農業農村整備事業に関する**

**要　望　書**

令和３年６月１６日

滋賀県土地改良事業団体連合会

国営農業水利事業滋賀協議会

農業農村整備事業予算について

平素は、本県の農業農村整備事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和３年度の本県に必要な予算の確保や「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の措置について、ご尽力いただいたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。

本県では、農業競争力強化のための農地整備、農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策、排水路や排水機場の整備等の流域治水対策などを着実に進めるため、農業農村整備事業の当初予算枠の拡大や地方公共団体の負担軽減により、新規地区の計画的な採択と継続地区の着実な事業推進を図っていく必要があります。

また、担い手への農地の集積・集約率に応じて交付する「促進費」を活用し、農家負担の軽減を図りながら農業基盤整備を推進していますが、この取組をさらに加速化させるために、促進費の公共事業等債の適用による地方公共団体の負担軽減が求められています。

さらに、農業水利施設の整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業についても、公共事業等債の適用を望む声があがっています。

加えて、昨今の気候変動やＳＤＧsなどの課題に対応できるよう、施設の整備や維持管理に対する支援の充実強化が必要です。

こうしたことから、次の事項につきまして、より一層のお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

**１．農業農村整備事業に対する財政支援の拡充**

（１）農業農村整備事業に対する地方財政措置の一層の充実

（２）農業基盤整備をさらに加速化するため、「促進費」（農地の集積・集約化にかかる農家負担軽減策）の公共事業等債の適用

**２．土地改良施設等の管理に対する支援制度の充実**

（１）土地改良施設維持管理適正化事業（施設の整備補修）にかかる公共事業等債の適用

（２）長寿命化対策推進のための地方単独事業にかかる「公共施設等適正管理推進事業債」の継続

令和３年６月１６日

滋賀県土地改良事業団体連合会

会 長　　家　森　　茂　樹

国営農業水利事業滋賀協議会

会 長　　小　椋　　正　清